

ごみの減量化等に向けた行動計画

平成 22 年度～平成 24 年度

平成 22 年 3 月

十和田地域広域事務組合

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 ごみ処理の現状	2
3 ごみ減量・リサイクル目標	5
4 組合の具体的施策（行動計画）	6
5 行動計画のスケジュール	8

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など地球規模での環境問題が深刻化するいま、私たち一人ひとりが、地球環境保全のために何ができるのかを考えると、ごみの問題は一番身近な環境問題であり、地球環境保全のためにできる一番身近な取組です。このことから、私たちがこれまで以上にごみ問題に関心を持ち、ごみの減量とリサイクルに向けた行動が重要となってきました。

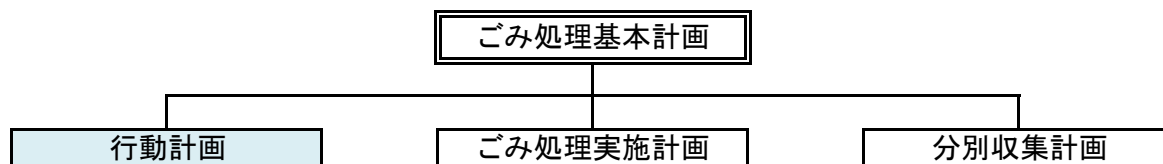
十和田地域広域事務組合（以下「組合」という。）においても、ごみの減量やリサイクルの推進、最終処分場のひっ迫などが課題となっており、組合ではこの状況を踏まえ、平成19年3月に循環型社会の構築を大きな目標と捉え、「ごみの発生抑制と減量化の推進」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」の3つの基本方針の実現に向けた「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、住民、事業者、組合の構成市町村（以下「構成市町村」という。）、組合がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による取り組みを進めています。

こうした中、組合では平成20年6月に構成市町村における更なるごみの減量や適正処理を推進するために、家庭ごみの有料化などを住民との協働の視点から検討する目的で、十和田地域広域事務組合ごみ有料化等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、平成21年11月に検討委員会から最終提言をいただきました。この提言の中で、地域の住民が「ごみの減量・分別排出の徹底・リサイクル」に取り組む地域社会の構築に向け、家庭ごみの減量化により最終処分場の延命を図るための組合・構成市町村・住民がそれぞれ取り組む具体的な方策が示されています。

「ごみの減量化等に向けた行動計画」は、検討委員会からの提言を踏まえ、ごみ処理基本計画に基づいた循環型社会の構築と現有最終処分場の延命に向け、組合が進めていくごみの減量やリサイクルに取り組むための目標と具体的な行動を示す計画として、策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本行動計画は、平成19年3月に策定した「ごみ処理基本計画」や組合の関連計画と整合を図り、ごみ減量等に関する具体的計画として策定します。



(3) 計画の基本方針

① 家庭ごみ有料化の検討と慎重な制度設計

「家庭ごみの有料化」はごみの減量化とリサイクル率の向上に最も有効とされ、最終処分場の延命を図るためにもこの施策導入の検討は不可避であります。現時点では直ちに実施するのではなく3年間以上の慎重な制度設計を含めた検討を行います。

② ごみの減量化とリサイクル率の向上

「ごみの減量化」と「リサイクル率の向上」を達成するため、具体的な行動計画を立て、その達成目標を明示して取り組みます。

③ 具体的施策の効果の検証

組合は、概ね3年経過後に構成市町村と連携してごみの減量化、資源化、最終処分場の延命における施策の効果を検証します。また、計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

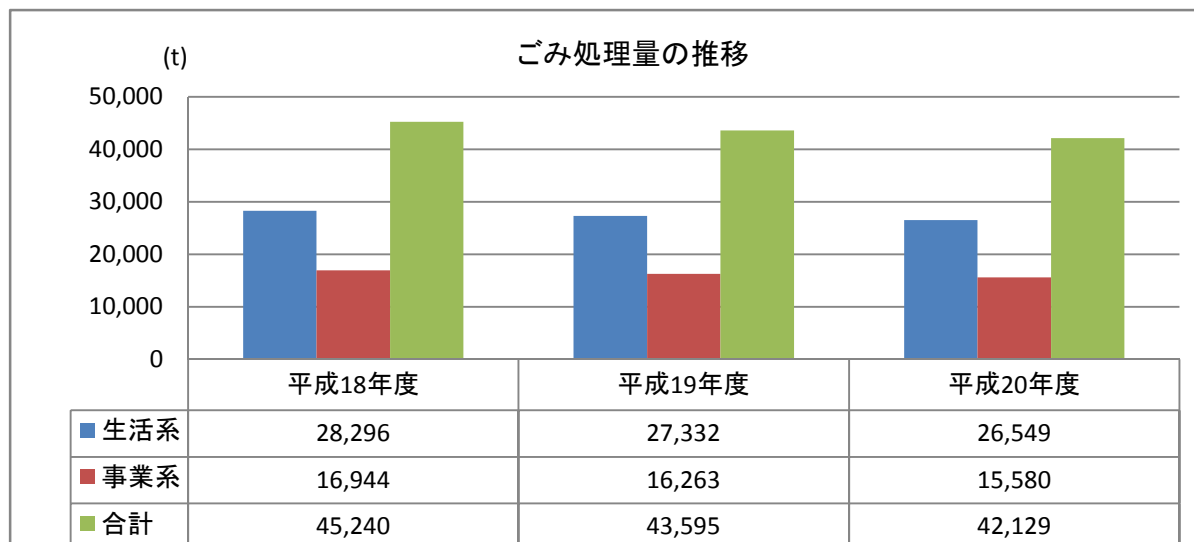
(4) 計画の期間

本行動計画は、平成22年度から平成24年度までを計画期間とし、3年間に取り組むべき行動を示します。

2 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理量

平成20年度に構成市町村から排出され、組合で処理したごみの量は42,129トンで、そのうち生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、生活系ごみが26,549トン(約63%)、事業系ごみが15,580トン(約37%)となっています。また、ごみ処理量は、減少傾向にあります。

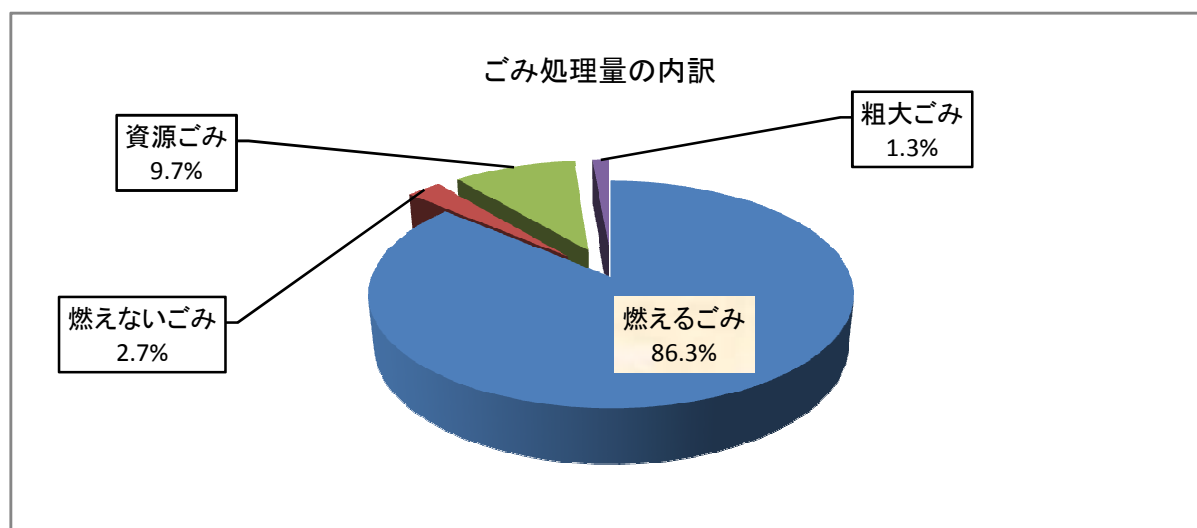


※ 生活系ごみとは、住民生活に伴って各家庭から排出されるごみ。

※ 事業系ごみとは、事務所・学校・病院・商店等から排出される産業廃棄物以外のごみ。

(2) ごみ処理量の内訳

平成20年度におけるごみ処理量42,129トンの内訳は、「燃えるごみ」が36,351トンで最も多く、全体の約86%を占めています。次に多い品目は「資源ごみ」の4,084トンで全体の約10%を占め、次いで「燃えないごみ」、「粗大ごみ」の順となっています。

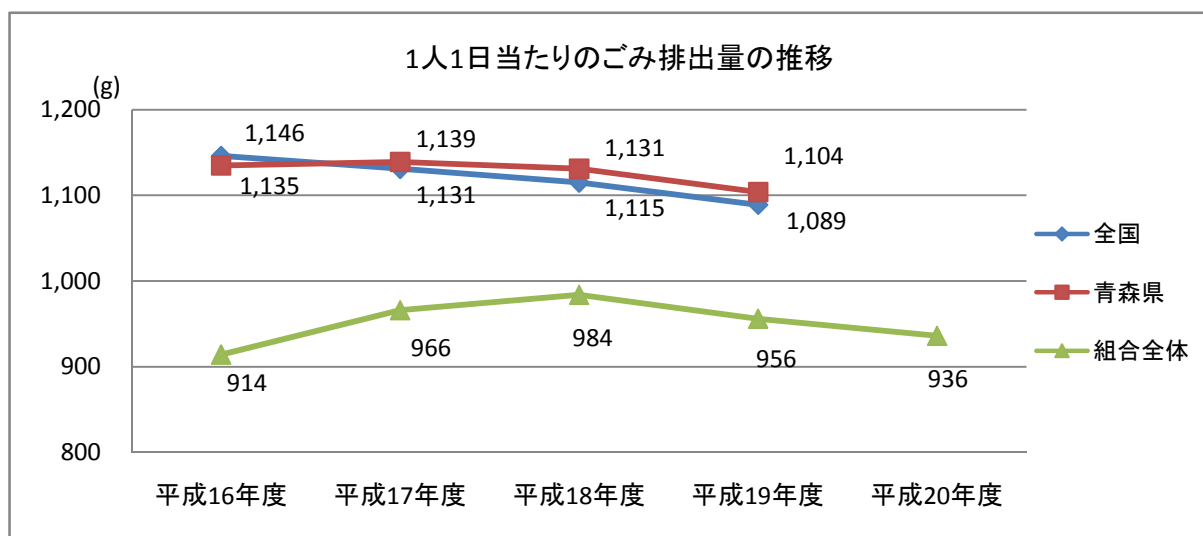


(単位:トン)

区 分	燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合 計
ごみ処理量	36,351	1,153	4,084	541	42,129

(3) 1人1日当たりのごみ排出量

平成20年度における構成市町村の住民1人1日当たりのごみ排出量は、936グラムで前年度と比較して2.1%の減少となっています。また、ごみ排出量は、平成18年度以降減少傾向にあります。組合全体の数値は、全国と青森県の平均値を下回っています。

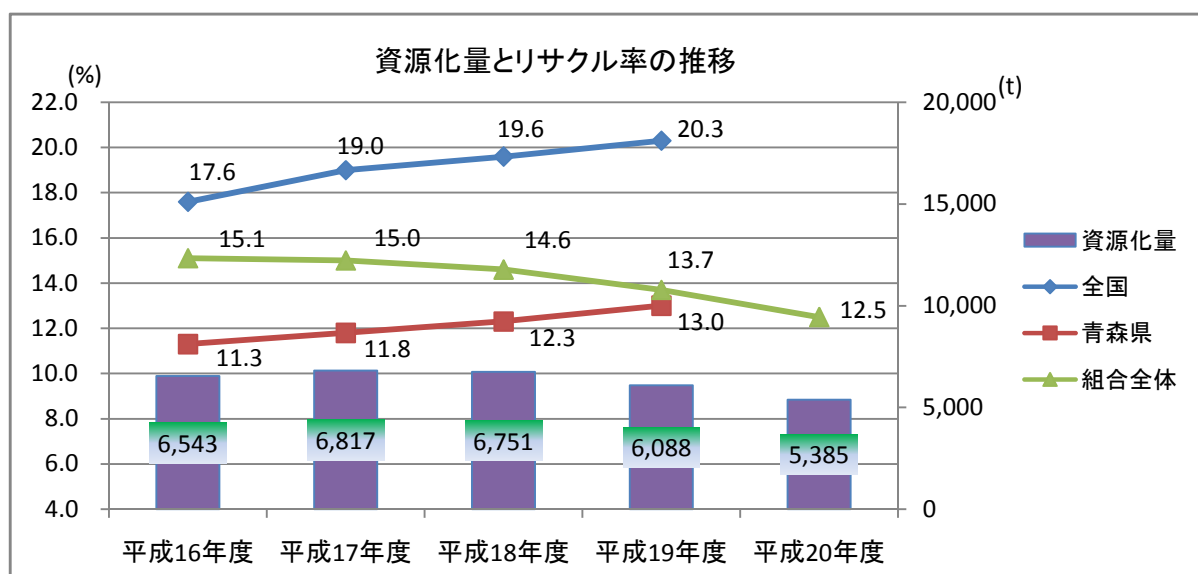


- ※ 1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量(ごみ排出量＋集団回収量)×1,000,000÷行政区域内人口÷365日
- ※ ごみ排出量＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
- ※ 集団回収量とは、住民団体等によって回収された量をいい、ごみの総排出量に含める。
- ※ 行政区域内人口など算出に用いた数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値を採用。
- ※ 全国・青森県の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値を引用。

(4) リサイクルの状況

平成20年度におけるごみの資源化量は5,385トンで、前年度と比較して約12%減少し、資源化量は平成17年度をピークに減少しています。

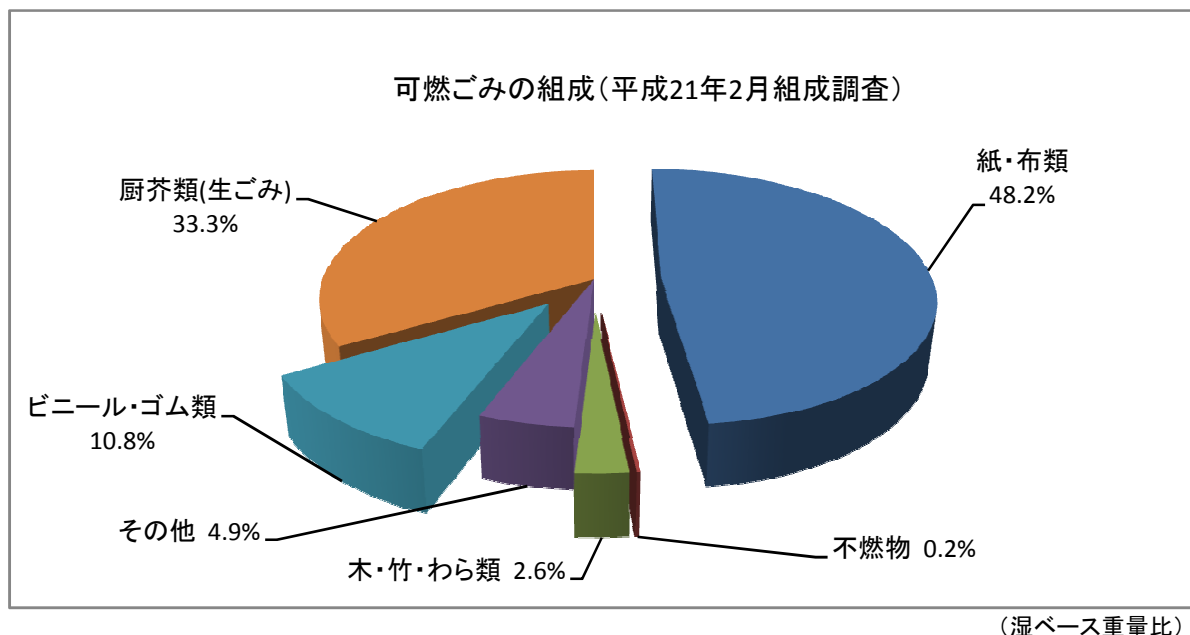
リサイクル率は12.5%で前年度と比較して1.2ポイント減少し、減少傾向が続いています。また、組合全体のリサイクル率は、青森県を上回るものの全国平均よりは依然として低い状況にあります。



- ※ 総資源化量＝資源化したごみの総量(組合による資源化量＋集団回収量)
- ※ リサイクル率(%)＝総資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)
- ※ 全国・青森県の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値を引用。

(5) 可燃ごみの組成

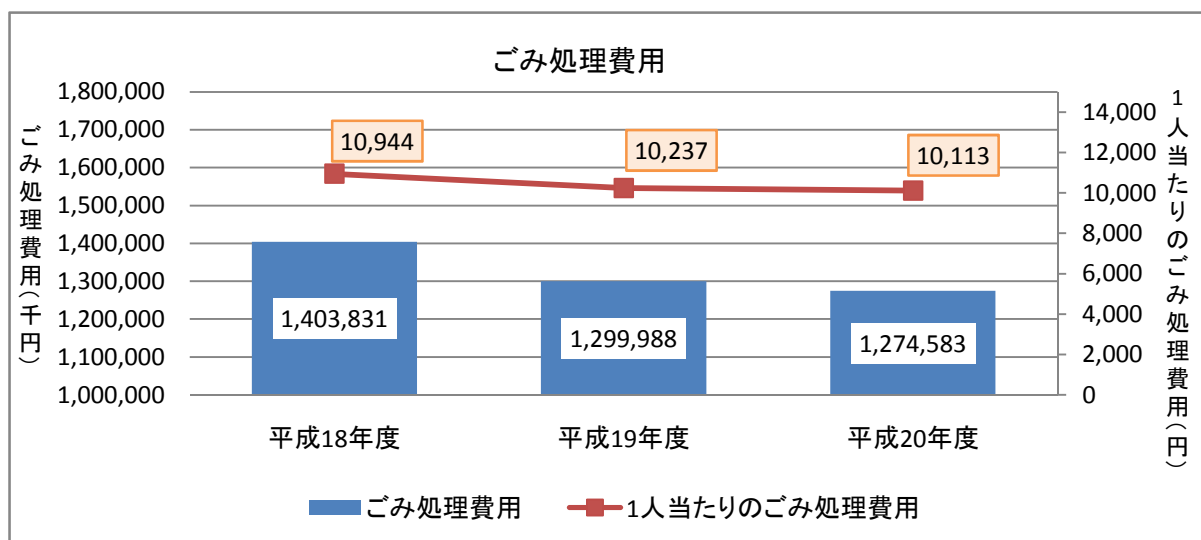
十和田ごみ焼却施設における可燃ごみの組成分析調査(平成21年2月に実施)の結果をもとにごみの組成割合をみると、紙・布類が約48%で全体の約半分と最も多く、次に厨芥類が約33%、ビニール・ゴム類が約11%となっており、この3種類で全体の約9割を占めています。



(6) ごみ処理費用の推移

ごみ処理に係る費用は、ごみの収集、焼却や選別、埋立処分などごみ処理に直接かかわる経費とごみ処理施設整備に係る債務の元金と利子の支払いに要する経費であり、平成20年度のごみ処理費用は約12億7千万円となっています。また、ごみ処理施設整備に係る経費の減により、ごみ処理費用は減少傾向にあります。

平成20年度のごみ処理費用を住民1人当たりの負担に換算すると約10,100円で、過去3年間の平均は約10,400円となっています。



※ 1人当たりのごみ処理費用=ごみ処理費用×1,000÷行政区域内人口

※ 行政区域内人口は、当該年度の10月1日現在人口を採用。

(7) ごみの減量化、リサイクル率向上への課題

組合のごみ処理量、住民1人1日当たりの排出量は徐々に減ってきていますが、リサイクル率(平成19年度)は13.7%と全国平均と比較して依然として低い状況にあります。

ごみ処理量の内訳では、可燃ごみが全体の約9割を占めており、可燃ごみの組成分析調査の結果から、焼却しているごみの中には減量可能な食品や食べ残しなどの厨芥類、資源として利用可能な新聞や雑誌などの紙・布類が多く含まれ、この2種類だけで可燃ごみの約8割を占めています。

このことは、これら厨芥類や紙類をどれだけ減らし、どれだけ資源として分別できるかがごみの減量化、資源化を進めていくうえで重要なポイントとなっています。

ろ ごみ減量・リサイクル目標

(1) 目標達成時期

平成24年度を達成時期とします。

(2) ごみ減量目標

平成24年度までにごみ総排出量を41,110トン以内に抑制することを目指します。

※ ごみ処理基本計画では、目標年次(平成28年度)における減量目標について、ごみ総排出量を平成17年度の約10%削減の41,110トンとしています。組合では、目標年次より4年前倒しで達成することを目指します。

※ ごみ総排出量=ごみ処理量+集団回収量



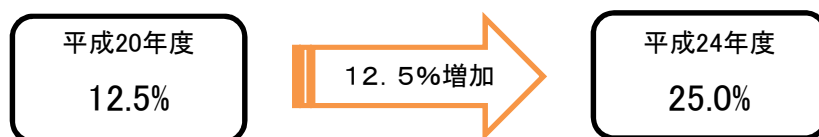
(3) リサイクル目標

平成24年度までにリサイクル率25%の達成を目指します。

※ リサイクル目標は、焼却灰のリサイクル(資源化量)を含まないリサイクル率。

※ ごみ処理基本計画では、目標年次におけるリサイクル率を17.9%としています。

※ もったいない、青森県民運動では、平成23年度までにリサイクル率の目標を25%としています。組合においても全県的な統一目標である25%の達成を目指します。

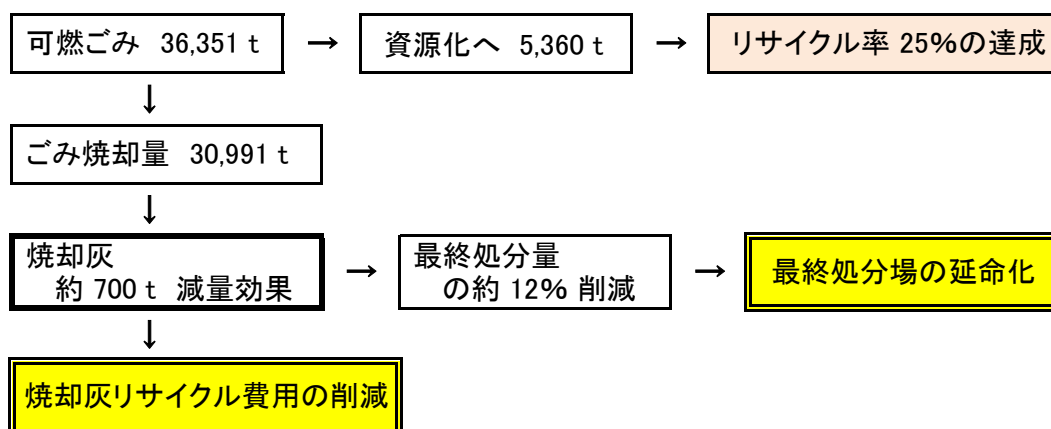


(4) 目標達成のメリット

- ① 分別排出の徹底によるリサイクル率の向上は、焼却処理するごみ量が削減し、最終処分される焼却灰の減量によって、最終処分場の延命化が図れます。
- ② 焼却灰の減量は、焼却灰リサイクル費用の削減につながります。

※ 平成20年度ごみ総排出量(42,979t)からの試算

リサイクル率 25%の達成には、あと 5,360 t の資源化量が必要であり、可燃ごみに含まれている資源化可能なごみの分別徹底によってリサイクル率の向上を達成した場合、焼却処理するごみ量が 5,360 t 削減され、焼却灰量は約 700 t の減量となります。



4 組合の具体的施策(行動計画)

基本方針をもとに、計画期間内に組合が取り組む具体的な施策を以下に示します。

(1) ごみ減量、リサイクル率向上

施策－1 組合による情報提供

① 構成市町村への情報提供

ごみの適正処理には、ごみ減量と適正排出が最も重要で、そのため住民・事業者にごみ排出及び処理状況等を十分に理解してもらうことが必要です。

組合では、これまででもごみ処理量や資源化量、ごみの分別状況などの情報を構成市町村に提供してきましたが、今後は更にごみの減量化及びリサイクル率向上における施策の目標達成状況など必要なデータを積極的に提供していきます。

また、ごみの出し方や収集日程をお知らせする「家庭ごみの出し方(ごみ収集日程表)」を毎年度作成し、構成市町村を通じて全世帯に配布しています。今後も引き続き、構成市町村と協力して住民に見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。

② 組合ホームページの充実

組合ホームページの中で、ごみに関する情報をお知らせしています。

インターネットの利用拡大に伴い、ごみに関する情報や施設の案内などの情報提供の手段として、ホームページのより一層の充実に努め、ごみ処理に対する関心を高めます。

施策－2 焼却灰のリサイクルシステムの構築

現在、最終処分場で埋立処分している焼却灰について、セメント原料化などによるリサイクルの検討を行い、再生利用の推進とともに最終処分場の延命化を目指します。

焼却灰のリサイクル施設整備には相当の期間を要し、最終処分場の延命化にとっては、焼却灰のリサイクルに可能な限り早期に着手することが望ましいため、既に焼却灰リサイクルの技術・利用ルートが確立している民間業者(セメント会社など)への処理委託は非常に効果的と考えられます。ただし、業者への委託費用が必要であり、委託先との受入条件、その費用と最終処分場の延命効果を考慮しながら焼却灰のリサイクルを進めます。

施策－3 事業系ごみ処理手数料の見直し

ごみの搬入に当たって排出者から徴収するごみ処理手数料(搬入料金)は、実際の処理コストと乖離した状況となっており、処理コストにおける受益者負担の割合についても、周辺自治体との格差が生じています。また、最終処分場の延命を図るうえでもごみ処理量の約3割を占める事業系ごみの減量・リサイクルの促進に向けた取り組みも必要となっています。

そのため、事業系ごみにおける排出者責任としての受益者負担の適正化、ごみの減量・リサイクル促進の一環としてごみ処理手数料の見直しを行います。

施策－4 ごみの分別排出徹底の推進

① 家庭ごみの分別徹底

ごみの減量やリサイクルを進めるためには、適正に分別排出することが基本です。しかし、まだ分別の徹底が十分図られていないため、現在も実施している分別が不徹底なごみ袋には警告ステッカー貼付、回収しないことで分別指導を徹底し、適正な分別排出を推進します。

② 事業系紙ごみの搬入規制措置の検討

事業系ごみの排出に当たっては、事業者責任を踏まえ、適正な分別排出が求められます。そのため、事業系紙ごみ(機密文書を含む)について、リサイクル可能な紙ごみを焼却目的で搬入する場合には受け入れないなどの規制措置を搬入状況を見ながら資源化ルートの確保を含め構成市町村とともに検討していきます。

施策－5 施策の効果を検証するためのデータ収集

組合では、ごみの減量化及びリサイクル率向上における構成市町村が講じた施策の効果を検証するため、市町村ごとに区別したごみ処理量などの必要なデータを計画期間の3年間にわたって収集し、構成市町村に提供します。

(2) ごみ有料化の検討

施策－6 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化とは、家庭から日常生活に伴い発生するごみについて、排出者である住民がごみ処理に係る費用の一部を手数料として負担する仕組みのことです。

ごみの発生抑制やリサイクル率の向上には、より多くの住民が減量化、適正な分別排出に取り組むことが必要で、これにはごみ処理の有料化といった経済的手法が有効とされています。現在、排出されたごみの処理費用の殆どが税金で賄われており、ごみ減量やリサイクル、分別排出の取り組みにかかわらず、住民が一律に負担している現状に対して、ごみ排出量に応じた負担の公平化を図ることが必要です。

そのため、これらを推進する施策である「家庭ごみ有料化」の導入について、3年間以上の慎重な制度設計を含めた検討を行います。

なお、有料化の検討に当たっては、ごみの減量や分別排出の徹底に効果的な制度にすることや既に努力されている住民に不公平のないよう配慮する必要があります。

5 行動計画のスケジュール

施 策 項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度
1 組合による情報提供				
	① 構成市町村への情報提供			
	② 組合ホームページの充実			
2 焼却灰のリサイクルシステムの構築		---準備→		
3 事業系ごみ処理手数料の見直し		検討→	---準備→	
4 ごみの分別排出徹底の推進				
	① 家庭ごみの分別徹底			
	② 事業系紙ごみの搬入規制措置の検討		検討→	
5 施策の効果を検証するためのデータ収集				
6 家庭ごみ有料化の検討			検討→	

十和田地域広域事務組合

平成 22 年 3 月

十和田地域広域事務組合事務局業務課

〒034-0051 十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3

電話 0176-28-2654 FAX 0176-28-2678